

令和 2年 6月26日

NPO法人市民後見センターぎふ 設立目的・活動状況等概要

NPO法人 市民後見センターぎふ

代 表 村 木 壽



— 1 —

法 人 概 要

“市民後見センターぎふ”は
岐阜地域ではじめての「市民後見人」として活動 !!

○“NPO法人市民後見センターぎふ”の概要

- ・設 立 平成26年 12月 1日
- ・会 員 18人 (社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、行政書士、
特定行政書士、FP、僧侶、臨床検査技師、成年後見人等)
- ・顧 問 弁護士
- ・活動内容 市民後見活動(見守り～死後事務まで)
- ・活動範囲 岐阜地域(岐阜市及び周辺市町)
- ・活動拠点 ぎふメディアコスモス1階 市民活動交流センターのブース内
～「市民後見相談所」を設置～

— 2 —

NPO法人設立までの経緯等

- 平成20年頃 残りの人生の過ごし方として「社会貢献活動」⇒⇒「市民後見人活動」に関心を持ち、活動に向けた検討を始める。
- 平成24年7月 東京大学主催「市民後見人養成講座」を受講(履修)
～ 研修時間 125.5時間(高齢者施設実習有) ～
※ 厚生労働省模範カリキュラムに沿った研修内容
- 平成25年3月 日本福祉大学福祉学科(通信課程)卒業
- 平成26年1月 任意団体「市民後見センターぎふ」の設置⇒活動開始
- 平成26年3月 「社会福祉士」取得
- 平成26年12月 NPO法人設立(会員 10名)
- 現在 利用者(支援対象者)人数 50名(延べ80名余り)

市民後見人の活動を開始した経緯等

- 東京大学「市民後見人養成講座」を受講するまでは、岐阜地域においての「市民後見人」(成年後見人)として活動することを目標としていた。
- 当時の岐阜県内全市町村では、市民後見人活動への関心がなく、「市民後見人養成研修」が実施されていなかった。
※ 現在まで、市民後見人養成研修を実施した県内市町村は皆無であること。
※ 県内市町村の動向に従って「市民後見人活動ができなくなる」と考えたこと。
- 家庭裁判所においても、市民後見人養成研修を受けた1市民を成年後見人として選任するような対応がなかった。
- 以上の状況等であったため、自ら団体(法人)を設立して支援活動を実施することとした。

現行支援活動内容とした事由等

- 活動開始以前の考え方
市民後見人養成研修を活かせる「成年後見人」(市民後見人)としての活動を行っていく方針であった。
- 活動開始前後からの考え方
次の理由により現行の支援活動内容に変更した。
 - ① 地域に「市民後見人」活動が全く認知されていないため、成年後見人として活動できないこと。
～ 一般市民からも家庭裁判所からも、認められていないため。～
 - ② 一人暮らし高齢者等が多いことを認識したこと。
また、多くの高齢者は、成年後見人を必要とするほどの判断能力の低下が認められないこと。
※ 当該高齢者等は、年齢による判断能力の低下、身体の衰え、親族等がいない、財産が少ない(無い)、死亡後の対応などの課題を抱えて生活していること。
 - ③ 現行の成年後見制度は、本人の生存中の支援(原則)であること。
※ 一人暮らし高齢者等には、死後の支援も必要であること。

“市民後見ぎふ”の活動基本方針

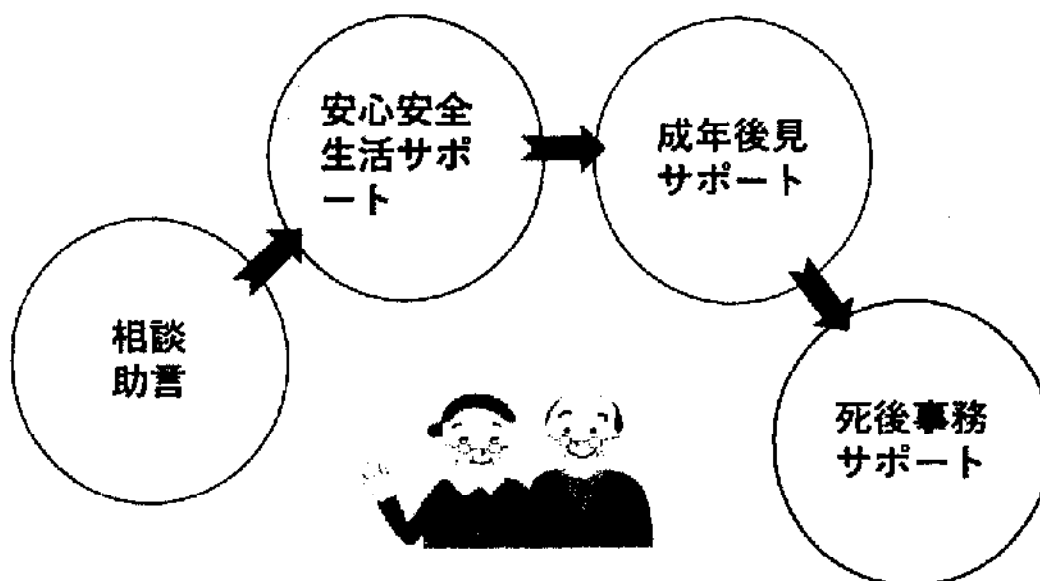
ボランティア精神を基本理念として

高齢者等の“日常生活から人生最期まで”支援

～元気なときから亡くなられたあとまでワンストップで支援～

- 支援者 身近な市民(高齢者、精神障害者等)
- 対象者 元気な方(判断能力の低下していない方をいう。以下同じ) ～ 施設等に入所している方 など
- 支援内容
 - ・ 日常生活で困っていることの支援
 - ・ 今後の生活や生き方で不安なことへの対応
 - ・ 成年後見制度による財産管理、身上監護
 - ・ 亡くなった後の準備(葬儀、遺言等)及びその対応

“市民後見ぎふ”の支援内容等



各サポートの詳しい内容は、別紙チラシをご覧ください。

— 7 —

“市民後見ぎふ”の支援活動状況

(令和 2年 6月 1日現在)

① 安心安全生活サポート事業利用者	37 件
② 成年後見サポート利用者	
法定後見人(成年後見)	5 件
※ 終了件数	(1件)
任意後見人(任意後見受任者)	8 件
※ 終了件数	(2件)
③ 死後事務サポート利用者	
契約者	11 件

— 8 —

市民後見人養成等の要望

～ 支援活動実施者からの意見等 ～

1 市民後見人の養成研修について

- ・ 厚生労働省模範研修内容を参考にして成年後見制度等の必要な知識等を学習できる研修内容が望ましい。

2 市民後見人の活用方法について

- ① 市等が設置(又は認定)する団体等において成年後見人を受任して、その団体等に登録されている市民後見人によって成年被後見人に対する支援活動(成年後見人としての活動)を実施していく方式が良い。

(理由) ・ 市民後見人の身体的・精神的負担が少ない。

- ・ 成年後見人の活動が円滑にできる。

(例) ・ 成年被後見人の各種情報等の把握ができる。

- ・ 成年後見人の交代を要する場合

- ② 市民後見人に対する報酬は、支給することが望ましい。

(理由) 市民後見人が使命感・責任感等を保持するため。

”市民後見センターぎふ”は 高齢者等の生活・生き方を支援します！

■ 市民後見センターぎふの支援方針(理念)

市民後見センターぎふは、高齢者・障がい者などの方々が、地域で、自分らしく生活し、人生の最期を迎えることができるように、ご本人の意思を尊重して支援します。

■ 支援内容

安心安全生活サポート

- ★**支援対象者** 支援を希望される方(判断能力のある方)であれば「どなたでも」
- ★**支援内容** 日常生活等の困りごと、悩みごとや終活に向けた支援など
(例) 買物・病院等の同行、病院等での手続、銀行等での生活費出し入れ、預貯金等管理、見守り(話相手)、諸手続き、遺言など
- ★**その他の支援** 利用者には、急な困りごと(例：入院における準備、同行、手続き、身元保証等)も支援します。

支援の流れ

成年後見サポート

- 支援対象者** 成年後見制度によって次のような高齢者、障がい者の方
 - ・既に判断能力が低下した方 → 法定後見
 - ・判断能力低下に備える方 → 任意後見契約
- 支援内容** 成年後見制度では、財産管理と身上監護(各種手続き等の代理)
- 支援方法** 後見人等の受任、法定後見の開始申立て手続きの支援等
- その他の支援** 親族後見における後見事務(一部)を支援します。

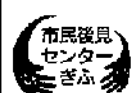
死後事務サポート

- 支援対象者** 身寄りがいない方など
- 支援内容** 遺言書作成のお手伝い、葬儀・納骨・財産整理・諸手続きなどの事務
- その他の支援** その他の要望についても支援します。

生活・終活・死後のこと
困ったなあ～



※ 詳しいサポート内容やご相談(無料)などについて、お気軽にお問い合わせください。



NPO法人市民後見センターぎふ **市民後見相談所** (ぎふメディアコスモス 1階)
電話 090-4407-8376 (相談の際は、事前にご連絡ください。)

市民後見センターぎふの利用例

<利用例その1>

75歳の男性で一人暮らし。現在は元気で生活にも困っていません。しかし、身寄りがいません(兄弟には頼りたくない)ので、今後、病気や認知症になったとき、また、亡くなった後が心配です。

<利用方法>

ステップ 1 安心安全生活サポートの支援を利用します。

- ① 元気なとき……月 1 回程度の「見守り」支援を利用します。
- ② 歩行が困難となったとき……生活で困っている「生活費の出し入れ」や「病院の同行、入院手続き(身元保証)」などの支援を利用します。
- ③ 市民後見センターぎふを信頼し、今後も引き続き支援を受けたいと思われたとき……任意後見関係の契約を行い、今後の認知症等で判断能力が低下したときの対応に備えます。

ステップ 2 成年後見サポートを利用します。(判断能力が低下しない場合は利用しません。)

- ・ 認知症等により判断能力が低下したとき……任意後見契約に基づいた支援を受けます。

ステップ 3 死後事務サポートを利用します。

- ・ 亡くなったとき……契約に基づき、遺志に沿った葬儀、財産整理、手続き等を行います。

◆ この利用方法が、最も利用者のご希望・思い等に沿った支援(自分らしい人生)になります。

<利用例その2>

私(長男)の母親は、実家で一人暮らしをしているため心配です。しかし、仕事の関係から遠方で所帯をもっており、実家には頻繁に帰れません。

母親は、現在のところ元気ですが、80歳を超えており、この先、病気になったときなどすぐに帰れないので困っています。

<利用方法>

安心安全生活サポートの「見守り」支援を利用します。

■「見守りの支援方法(例)」

- ① 月2回程度、実家を訪問します。お母さんとの面談により健康状態等を確認するとともに、困りごと、悩みごとなどを聞き取ります。
 - ② 実家訪問後、お母さんとの面談結果を家族の方(例:長男)にEメールや電話、郵便のいずれかの方法で、定期的にご報告します。
 - ③ お母さんに、日常生活の困りごと、急病などの急な困りごとなどがあれば、必要な支援をします。(支援にあたっては、ご本人又は親族の方のご依頼をいただきます。)
- ◆ 市民後見センターぎふは、利用者の急な困りごとなどにも、速やかに対応(支援)します。

～利用料金(基本額)～

1 安心安全生活サポート関係基本料金

- ① 見守り、病院同行等の支援 1時間あたり1500円 必要交通費(1km当り15円)
- ② 財産・書類等管理の支援 月額 500円(保管物が多い場合には割増あり)
- ③ 身元保証 月額 1000円(身元保証する期間。預託金なし)

■ 上記①②の利用料金は、社会福祉協議会の「日常生活自立支援事業」と同額です。

2 成年後見サポート関係基本料金

- ① 法定後見の後見人報酬 家庭裁判所が決定する金額
- ② 任意後見の後見人報酬 社会福祉協議会の報酬金額に準じた金額

3 死後事務サポート関係基本料金

10万円(葬儀・埋葬・納骨・財産整理・諸手続き等の事務を委託する場合)

※ 利用料金については、ご相談に応じます。